

平成29年度「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」の 基礎額算定率設定にあたっての類型一覧

今後、各法科大学院から提案される取組について、審査委員会の審査結果を踏まえ、最終的に配分率（基礎+加算）を決定。

類型	該当校数	該当大学
第1類型	9校	(国立大学) 6校 東京大学 一橋大学 京都大学 大阪大学 神戸大学 九州大学 (私立大学) 3校 慶應義塾大学 早稲田大学 愛知大学
第2類型	A	7校
	B	9校
	C	9校
第3類型	7校	(国立大学) 1校 金沢大学 (私立大学) 6校 北海学園大学 青山学院大学 明治大学 桐蔭横浜大学 南山大学 近畿大学

- ※ 学生募集を停止した法科大学院（29校）及び平成29年度の学生募集停止を表明した法科大学院（2校）を除く。
- ※ 国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院（2校）を除く。
- ※ この類型は、法科大学院公的支援見直し加算プログラムの審査に当たって作成されているものであり、各指標に照らして評価し、類型に分けたものである。今後、各法科大学院からの優れた取組についての提案を、有識者からなる審査委員会において審査・評価し、加算するものであり、最終的な評価ではない。

類型の分類方法について（別表 1、2 参照）

- 全ての法科大学院について、下記に掲げる 5 指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3つの類型に分類する。
- 司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）
 - 法学未修者の直近 3 年の司法試験合格率（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
 - 直近の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）
 - 直近の入学定員の充足率*（実入学者数／入学定員）
 - 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は社会人の直近の入学者数・割合（社会人の入学者数／全入学者数）
- * 直近の入学定員の充足率の指標については、以下の特例を設けるものとする。
- 原則、前年度の入学定員の充足率に基づき判定することとするが、過去 3 年にわたって連続して入学者数が 10 名未満である場合には、当該指標による加点は行わない。
 - 入学定員充足率を算出する場合は、各年 6 月末までに、次年度の入学定員の見直しを行い、文部科学省に報告した場合に限り次年度の入学定員の数値を用いることができる。
 - ただし、見直しを行った結果、次年度の入学定員が 15 人未満となる場合は、適正な規模の教育環境を維持する観点から、入学定員の見直しを行ったものとはみなさない。
- 上記の分類を行った際、第 3 類型に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、以下に掲げる指標を加えた 6 指標の合計点数に基づき、類型を見直す。
- 地域配置の状況（同一都道府県内の校数）又は夜間開講の状況（夜間開講の実施の有無）

【別表 1】 指標と点数の関係

		指標	点数	
①	司法試験の合格率	累積合格率 ^{※1} が全国平均以上	12点	
		(累積合格率が70%以上 +6点)		
		(累積合格率が60%以上 +4点)		
		累積合格率が全国平均未満の場合		
		・下記以外	6点	
		・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0点	
②	法学未修者の司法試験の合格率	「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上	8点	
		「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満		
		・下記以外	4点	
		・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0点	
③	入学者選抜における競争倍率	2.0倍以上	8点	
		1.5倍以上かつ2.0倍未満	0点	
		1.5倍未満	-4点	
④	入学定員の充足率 ^{※2}	直近の入学定員の充足率が70%以上	8点	
		直近の入学定員の充足率が70%未満の場合		
		・下記以外	4点	
		・直近3年連続して50%未満の場合	0点	
		上記に関わらず、3年連続して入学者が10名未満である場合	0点	
⑤	法学系以外の課程出身者の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上	4点	
		上記以外	0点	
	----- 又は -----			
	社会人の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上	4点	
		上記以外	0点	
⑥	地域配置 ^{※3}	同一都道府県内に2校以下	4点	
		同一都道府県内に3校以上	0点	
	----- 又は -----			
	夜間開講 ^{※4}	実施	4点	
		実施せず	0点	

※1 各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※2 入学定員見直し後の数値を用いて算出。ただし、見直し後の入学定員が15人未満である場合、入学定員の見直しを行ったものとみなさない。

※3 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※4 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表 2】 点数と類型の関係

点数	類型
33 ~ 46 点	第 1
27 ~ 32 点	第 2A
20 ~ 26 点	第 2B
13 ~ 19 点	第 2C
-4 ~ 12 点	第 3